

三輪駐在所だより

令和7年6月発行

那珂川警察署三輪駐在所
0287-96-3683

◎覚醒剤・大麻等薬物乱用の防止について◎

覚醒剤、大麻、MDMA、危険ドラッグ等の違法薬物は、精神に影響を及ぼし、習慣性があるため、使用等が法律により禁止又は制限されています。これらの薬物を乱用すると、精神や身体をむしばむばかりでなく、薬理作用から、幻覚、妄想等の精神障害に陥り、殺人、放火等の重大事件、交通事故を引き起こす場合もあるなど、社会の安全を脅かすものです。

大麻の乱用による影響

知覚の変化

時間や空間の
感覚がゆがむ

学習能力の低下

短期記憶が
妨げられる

運動失調

瞬時の反応が
遅れる

大麻の有害性

精神障害

統合失調症やうつ病
を発症しやすくなる

大麻を長く使い続ける影響

IQ(知能指数)の低下

短期・長期記憶や
情報処理速度が下がる

薬物依存

大麻への欲求が
抑えられなくなる

～6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。 不法滞在・不法就労防止にご協力下さい～

○不法就労とは？

- ・不法滞在者（不法入国者、不法残留者）が働いてお金を稼ぐこと。
- ・働くことが認められていない在留資格の外国人が許可なく働いてお金を稼ぐこと。

令和7年1月1日現在、日本における不法残留者数は約7万4863人！

「出入国在留管理庁報道発表」

☆外国人を雇用する時は、パスポート、在留カード等で「在留資格」の確認を

○罰則の適用○

働くことを認められていない外国人を雇った人や、不法入国を手助けした人たちに対する罰則が今後強化される予定です。

●事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
(入管法第73条の2)

↓
3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し又はこれを併科する

●退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者をかくまう等の行為をした場合
(入管法第74条の8)

↓
3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する



葬儀中の空き巣に注意

県内では葬儀等で不在の家をねらった空き巣事件が発生しています。

葬儀等で外出する際には、十分注意してください。